

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 令和6年3月15日（金曜日）  
午前10時開会 午後4時10分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

### (1) 議案の審査

- 議案第1号 土浦市情報公開条例の一部改正について  
議案第2号 土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について  
議案第3号 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
議案第4号 土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について  
議案第5号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第6号 土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第9号 土浦市手数料条例の一部改正について  
議案第10号 土浦市印鑑条例等の一部改正について  
議案第11号 土浦市男女共同参画センター条例の一部改正について  
議案第26号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

### (2) その他の報告事項

- ・土浦市税条例の一部改正（案）について
- ・スマートフォン無料貸出事業について
- ・令和3～5年度不搬送件数内訳について

### (3) 請願・陳情の審査

- 受理番号3 土浦第二小学校の通学路の危険箇所における公安委員会・警察署との連携に関する陳情書  
受理番号4 土浦市有明町、桜町一丁目から桜町三丁目まで、大和町における治安改善の為に土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳情書

(4) 各種委員会委員の選出について

- ・土浦市立学校給食センター運営審議会委員 1名
- ・土浦市学区審議会委員 1名

4 閉 会

---

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委員	古沢	喜幸
委員	篠塚	昌毅
委員	小坂	博
委員	滝田	賢治
委員	菅井	歩美
委員	柳澤	健二

---

説明のため出席した者（29名）

市長公室長	船沢	一郎
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	真家	達成
消防長	檜山	保明
議会事務局長	櫻井	良哉
消防次長	本橋	一夫
秘書課長	浅川	邦子
政策企画課長	佐々木	啓
行革デジタル推進課長	元川	宏
財政課長	山口	正通
広報広聴課長	中川	光美
総務課長	細野	賢司
防災危機管理課長	大橋	博
人事課長	塚本	浩幸
管財課長	皆藤	秀宏
課税課長	田中	裕之
納税課長	北島	康雄
市民活動課長	佐野	善則
人権推進課長	福原	守
生活安全課長	中山	悟
市民課長	羽成	信明
環境保全課長	日高	寿志

環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	磯山 公奉
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀本 良博
議会事務局次長	天貝 健一
監査委員事務局長	藤井 徹
会計管理者	五来 顕

---

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

---

傍聴者（2名）

---

○**奥谷委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。本日の審査の流れについて申し上げます。当総務市民委員会へ付託されました陳情2件のうち1件について、陳述者の方から意見陳述の御希望がございました。本日お越しいただいておりますので、協議事項(1)議案の審査の前に、(3)請願陳情の審査に入ります。受理番号4土浦市有明町桜町一丁目から桜町三丁目まで、大和町における治安改善のための、土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳情書を議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会、令和6年、3月15日開催フォルダの中の資料15を御準備ください。はじめに、陳述者の方に意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳述内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長のほうから注意をいたしますので御了承願います。なお、陳述していただく時間は10分間となります。それでは意見陳述を始めてください。よろしくお願いいたします。

○**陳述者**・・・ それではよろしくお願いいたします。先ほど御案内ありました土浦市有明町、桜町一丁目から桜町三丁目まで、また大和町における治安改善のための土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳述書説明、陳情のほうを始めさせていただきます。まず、結論から申し上げますと、まず、新たな客引き行為の防止の条例を制定することによってですね、現状風営法による客引き行為の禁止。また、茨城県が設けております迷惑防止条例、公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例。そこにさらにですね、土浦市が新たな条例を制定することにより、客引き行為を常習的に行う風俗店や飲食店の従業員、また、風営法での罰則が実際に、適用に関しては、常習的という部分があって、実際現状では抑止効果が非常に弱い状況になっているため、そこを市のほうで、新たな条例を制定することによって、カバーし、実際に警察、公安委員会と茨城県、また土浦市が三位一体となった、要は地域の迷惑行為の対策が可能になると。そういうところで、今回陳情書を提出させていただきました。なぜ、新たな条例が必要かと申しますと、補足の資料で提出させていただいている地図が載ったページがあると思うんですが、こちらの赤い線が引いてある範囲、範囲は時間帯によって異なるものですね、一番ひどい客引き行為は、土浦市桜町二丁目8の7付近から、二丁目3の13付近、きらら通り、六軒通り並びに二丁目5の2付近から桜町2丁目5の4の付近。また、二丁目5の4付近から5の12の付近、並びに5の9付近から5の12の付近、また、5の11付近から5の2の付近の細い路地になっています。こちらについてはですね、実際行った方がもしあれば、実際声をかけられることあったかもしれませんが、特定の無料案内所であったり、また案内所の従業員を装った風俗店の関係者が、そこを通行する一般人、観光客、お構いなしにですね、住民もお構いなしにひたすら声をかけ、客引き行為を行い、また、車両に関しても、実際手当たり次第に声をかけたり、まるで車を制止するような動きをして、また止まってしまった車に対して、窓を開けるように促し、また声をかけて勧誘している、そういう状況になっています。また、補足の資料について実際の客引き行為の現状についてという写真が載ったページを用意しているんですが、こちらについては、実際の夜のきらら通りの状況とこの通り

を占拠している、客引き行為を行っている自分たちの状況を撮影した内容になっています。時間帯としましては、朝の9時半頃から夜の0時付近まで先ほど御案内した住所のきらら通りを中心として客引き行為が行われています。また、通行人が歩いていれば、かけようと声をかけ、また車両に対しても先ほどのとおり、手を振って、場合によっても直接上げて止めるようなこともあると。実際写真で添付させていただいてる、右下の写真でございますけれども、車両に手を振って止めて、止まった車両に対して、後ろから客引き行為を行っている人物が駆け寄っている、そういう状況の写真になっています。実際、私自身も住所が・・・・・・に実は住んでおりました、そこで実際に声をかけられたことも多数ございます。また、彼らと直接話をしたことも複数回あるんですが、実際に毎回ですね、相手方はいっぱい、非常に声をかけているので私自身のことは覚えていないようなんですが、毎回話が違うわけなんですね。例えば、私はこのお店の店員ですとって声をかけてくることもあれば、また、私はこちらの無料の案内所ですとって声をかけてくることもあると。要は実際のところですね、ここの状況というのは、一部の風俗店や飲食店と、この無料の案内所というのがですね、不正の客引き行為を行うために、緊密に協力しているということが、私の声をかけられた状況からいうと明らかになっています。実際ですね、警察のほうにも相談をして、巡回のほうも多々行っていただいて、今年に入ってから1月の18日に、実際に巡回中の警察の方に客引き行為をそのまま行って現行犯で逮捕された人間がおりました。ですが、その人物は、もう既にまた桜町二丁目の付近で客引き行為を行っています。実際この画像をですね、添付させていただいてる、後ろから駆け寄っている人物が実際逮捕された人物なんですけれども、この方、正直今行っていただいたら、多分いると思います。実際私も先日ですね、この写真のとおり、この写真を撮影したのは、3月の9日になるんですが、その時に、実際もう既に客引き行為を行っていることを見ております。つまりですね、結論から言いますと、実際逮捕を繰り返していても、実際のところすぐに警察からも解放されて、実名もなければ、罰則の適用もないというのが現状でございます、非常に公安委員会の出している風営法、また茨城県の迷惑防止条例。いずれもですね、抑止効果が非常に低い状況になっているのが現状でございます。そのため、今回陳情で提出させていただいた風営法や、県の条例でカバーできない部分を市の条例でカバーすることが必要ではないかと、陳情を提出した次第でございます。また、常習的な行為でない場合でも、今回補足でつけさせていただいたのは、千葉市の条例のものを提出させていただいているんですけれども、市の判断で必要に応じて名前の公表を行うことができたり、そういうことが可能になる条例の内容になっているので、非常に抑止につながりますし、決して市民の自由を侵害するわけではなく、法令を守らない人物に対して、またその法人に対してのみ抑止効果がある条例となりますので、土浦市において頻発している違法な客引き行為によって、我々市民の安全、また秩序が脅かされている。また、地域社会の品位が損なわれていると。そういう状況のため、可能であれば、迅速な対策は、喫緊の問題なので、この課題について、新たな条例の制定と施行が必要だと考えて、今回の提出に至っております。議会の方々には、何卒現状を御一考いただいて、条例のほう制定をどうぞ

よろしく願いいたします。私の陳情は以上でございます。

○奥谷委員長 はい。ありがとうございます。審査に入る前に、委員の皆様から、陳述者の方に聞いておきたいことはございますでしょうか。

○篠塚委員 先ほど1月中旬にパトロールをして検挙したというお話があったんですが、もう自由になっていると、大体刑罰というのはどのぐらいとか、県の条例では、そんなに厳しくないような感じなんですかね。

○陳述者・・・ 現状ですね、茨城県の迷惑行為防止条例においては、罰則の条例の文言の中に、常習的という文言が入っているんですね。なので、例えばその人間が常習的かどうかを判断する基準というものが、非常に不明確で、常習的かどうかという所を、私自身警察の方にそれ罰則はどうだったんですかというのを今回尋ねてるわけではないので、実際にそのときの罰則がどうだったのかというのは分かりかねるんですが、おそらく常習的かどうかを認めることができないために即時の開放をせざるを得ないと、そういう状況になっているんだと推測できます。なので、そういう常習的でなくとも、例えば名前の公表であるとか、お店の公表であるとかをされると、非常にそういう行為をしにくくなる、しづらくなるというところで、今回、千葉市で制定された、令和4年かな、確か制定された、今回の条例と似たような内容ですね、土浦市に合った内容にカスタマイズというか、合わせたものを制定することで、抑止効果が生まれるのではないかと、そういうふうに考えた次第でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので、意見陳述については以上としたいと思います。ありがとうございます。陳述者の方は傍聴していただくか、退席していただきますようお願いいたします。ありがとうございます。それでは、委員の皆様のお意見を伺ってまいりたいと思います。いかがでしょうか。

○篠塚委員 私も昼間、市役所に来る時からきらら通りを通ってくるんですが、やっぱり何人かは必ずいるのは、現況は確かだと思いますし、それで、先ほど、検挙されてもまた同じような状況が続くというのも確かに問題だと思うんですが、条例を制定するに当たっては、ちょっと超えなきゃいけないハードルがいくつかあるし、現況確認しなきゃいけないと、千葉市が昨年の4月からなんで、そこまでのいろいろ過程もあると思うので、ちょっともう少し調査をしてですね、現地も調査をしたり、どのようになるかを調べてからですね、今すぐ結論を出すというよりも、1回調査をしたほうがいいのかと思うんで、継続で審査することがよろしいかと思います。

○目黒副委員長 今の篠塚委員と同様の意見でございます。やはり実際警察のほうに通報がいて、実際逮捕も出ているってことなので、警察にその状況を確認して、その被害の深刻さといいますか、そういったことをしっかりと我々は受けとめたうえで、改めて審査をする必要があると思いますので、私も継続でいいと思います。

○古沢委員 今、千葉市の条例を見ているんだけど、罰則というのはどこに書いてあるんだろうね、これ。

○**奥谷委員長** チラシのうえのほうにですね、違反行為を繰り返すと、5万円以下の過料となるほか、氏名等が公表されるというふうに、資料には出ております。

○**古沢委員** これ、千葉市では効果はどうだったんだ、どうなんだろうね。

○**奥谷委員長** その辺りも含めて、調査をすべきかなというふうには、今御意見を聞いて私も思いますが、いかがでしょうか。

○**小坂委員** 今、陳述者の方からいろいろ聞きまして、大変な状況であるんだろうと推察はするんですが、まずは一つは現状が本当、どうなのかっていうの私らも分からないという所がありますので、調査が必要だし、それから町内会とかいうそういう話ではないんだろうなというのが印象です。で、なおかつとすれば、これやっぱり警察の方も御相談しないと、やっぱりそういった情報もですね、一緒にできるような、なおかつ、土浦市の中には生活安全課という課もありますんで、その辺からの情報をですね、入れながら、そして一緒に協議をもうちょっと深めたいなと思っております。でないですね、やはりなかなか条例というのは先ほど篠塚委員が言いました、大変ハードルが高いものでございまして、いろんな要件を鑑みて決められることとございます。決めると、それはもう決めるってことになりますので、ですから、非常にその辺も含めて時間をかけたほうがよろしいかと思っておりますんで、継続に私も賛成でございますので、よろしく願いいたします。

○**菅井委員** おはようございます、菅井です。私は、この夜の桜町を直接歩くっていうことってあまり日常的には機会はないんですけども、先日、たまたまその飲食店、人と待ち合わせをしていた際にちょっと道に迷ってしまって、おそらくその周辺であろう所を私歩いたんです、たまたま。その時に、やはりこの人たちは何だろうと、やっぱり客引きの方なんだろうなっていう方、やはり3、4名同じ通りにいたのを、私自身も目撃をして、こういうことなんだなっていうのを今やはりこういった資料を見る中で感じたんですけども、私はたまたまその道に迷って迷い込んだその通りでしたが、やっぱりその女性1人で、そんな遅い時間じゃなく6時台だったんですけども、歩いていて少し怖いなど感じまして、やっぱりそういったたまたまそこを通らないといけない人とか、そういう人にとっても、ちょっとあまり状況的にはよろしくないのかなというのを、身をもってちょっと実感したっていうケースがあったので、いろいろと今後の対策等を考えていくために、引き続きの調査っていうのを、いろいろ細かく必要になってくるのかなと感じているので、私も調査していく方向でという所で、賛成です。

○**滝田委員** 本当にこういう状況下っていうのを教えてくださいまして、ありがとうございます。本当に規範改善のためにやはり条例っていうのは必要なかもしれないですけども、この治安の部分でやはり一致団結しなくちゃならない部分もありますので、今回話を見る限りでは、警察の方とか市の方とか、いろんな方が関係すると思うので、引き続きそういう皆さんとお話をして、煮詰めて、前に進んでいければなと思っておりますんで、これからも、継続して行って、最終的にいいものができればいいかなと思っておりますので、調査のほうよろしく願いしていきたいなと思っております。以上です。

○**柳澤委員** 私も皆さんと同様に継続の方向で賛成でございます。やはり私なんかは逆

に通りを全く歩かないような人間でして、なかなかこの機会を目にすることというのはないんですけども、そういった意味でも、この実態の部分ですか、お話を聞きますとやはり車をわざわざ止めてまでなんていうふうな話になりますと、悪質な客引きのようにも感じますし、そういった所の調査が必要なのかなと思いますし、あとは千葉市の条例の事例を挙げていただきましたけれども、他市の事例、条例ですかね、そういったものでも有効なものがあれば、そちらを今後も調べていく必要もあるのかなと思いますので、継続してやっていくという方向で私も賛成でございます。

○奥谷委員長 ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ただ今、受理番号4については、継続審査を求める意見がありましたので、継続審査についてお諮りをいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○奥谷委員長 全員賛成であります。よって継続審査とすることに決しました。それでは、受理番号3の陳情の審査については、陳述希望がございましたので、日程のとおりいたします。暫時休憩いたします。10時30分から再開いたします。よろしく願います。

(休憩：午前10時23分)

(再開：午前10時30分)

(執行部入室)

○奥谷委員長 改めましておはようございます。それでは協議事項(1)議案の審査に入ります。議案第1号土浦市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。それでは執行部より説明を願います。

○細野総務課長 私からは、議案第1号土浦市情報公開条例の一部改正について御説明をいたします。よろしく願います。それでは、サイドブックス資料1をお願いいたします。1ページが改正の概要、2ページ以降が改正案文になっておりますが、説明は1ページの概要でさせていただきます。この改正につきましては、昨年12月8日に土浦市情報公開個人情報保護審査会に諮問した後、パブリック・コメントを実施したものでございます。なお、パブリック・コメントは、お一人から4項目について御意見をいただいております。最初に、情報公開制度の目的について御説明をいたします。目的については、条例の第1条に規定されております。市政に関する情報に関して、情報公開を請求する権利を市民に保障することにより、市民の市政への参加を促進するとともに、市民と市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進を図ることを目的としております。1番の一部改正の趣旨でございます。改正により、情報公開制度の適正な運用及び拡充を図るものであり、大きく4点の改正がございます。それぞれの改正の内容について、2番の一部改正の概要に沿って御説明をいたします。(1)の1点目は、情報公開請求権者の適正な公開請求に関する義務規定の追加です。利用者の責務として、公開された情報の適正使用に追加して、請求に際しても、条例の目的に即し適正

な公開請求をしなければならないとし、制度の目的に合わない不適正な情報公開請求の抑制を図ります。2点目は、指定管理者の情報公開に関する規定の追加です。現在、出資法人、産業文化事業団と農業公社が該当になっておりますが、出資法人の情報公開に対する市の支援は規定されております。これを指定管理者についても同様の規定を追加するものでございます。公共施設管理のために保有する文書に関して、情報の公開が推進されるよう、情報公開の実施に関し、必要な支援を行うものでございます。つぎに、3点目として、情報公開法に準じるための、アからエまでの四つの改正でございます。アにつきましては、情報公開請求の対象となる文書から、新聞や雑誌、書籍など販売を目的として発行されるものを除外するというを明記するものでございます。イにつきましては、公文書の中に個人を識別させる氏名、住所等の部分と行動記録から成り立っている場合において、行動記録だけを公開しても、個人を特定されないときには、行動記録の部分公開するということを明記するものでございます。ウにつきましては、情報の公開非公開の決定の期限は、請求書提出の翌日から14日以内になることになっておりますが、その期限を延長できる理由をやむを得ない理由から、事務処理上の困難、その他正当な理由に厳格化するものでございます。また、公開請求に係る公文書が著しく大量であるような場合の特例延長の通知期限を30日以内から14日以内に短縮を行うもので、現在でも運用で実施しております。最後のエにつきましては、電磁的記録、音声データや映像データのようなものになりますが、その種別を勘案した公開の実施方法を定め、作成等に要した費用の負担について明記するものになります。つぎに、(4)4点目は、情報公開個人情報保護審査会への諮問に関する規定の追加です。条例の規定の改正や運用上の細則、情報公開に関する重要事項についても、審査会に諮問できるという規定を追加するものでございます。3番の施行期日ですが、令和6年4月1日を予定しております。また、先日の委員会におきまして、篠塚議員から御依頼のありました二つの資料、こちらを準備いたしました。資料につきましては、一度総務市民委員会フォルダにお戻りいただきまして、別添資料1に、パブリック・コメントの実施結果を、別添資料2に情報公開個人情報保護審査会の委員名簿を掲載しております。説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**篠塚委員** 改正の(4)の情報公開個人情報保護審査会の件ですが、審査会の名簿を提出していただき、ありがとうございました。それですね、筑波大学人文社会経営教授とかですね、流通経済大学と肩書きが載っているんですが、実際にどのような学問と  
いうか、見識がある方なのか、その点を補足していただけますか。

○**細野総務課長** 名簿記載のとおりですね、会長は、筑波大学の人文社会系の教授、星野豊氏でございまして、筑波大学のホームページによりますと、情報公開及び個人情報保護管理に関する研究、こちらも研究課題としておりまして、この分野については精通している方でございます。もう1人、会長の職務を代理するものとして、大学教授がいらっしゃいますが、この方につきましても、法学部の教授をしていらっしゃる方でございます。以上でございます。

○篠塚委員 今の点で引き続きなんですが、この条例を改正してですね、何か不具合があったときには、最終的にこの審査会で相談をして決めていくということによろしいんですか。

○細野総務課長 今回ですね、条例の改正につきまして、適正な公開請求ということで、この規定については、複数の地方自治体で規定されております。適正な請求よりも、より重いですね、権利の濫用というようなこともございますけども、この審査基準につきましては、総務省で定める審査基準というのがございまして、このような不適正な請求と認められるようなものが出てきた場合にはですね、この総務省の審査基準のほかに、他の地方公共団体の事例等も参考にしまして、公開請求の内容ですとか、対応等を個別の事案ごとに慎重に判断していきたいと考えております。また、こちらにつきましてはですね、今のですね、個人情報保護審査会、こちらの意見を参考にしまして、公開請求権の行使を妨げることをないように、十分注意してまいりたいと考えております。以上でございます。

○柳澤委員 (3)のイの部分ですかね。一部改正の概要の中、(3)の中のイで、公文書に個人を識別させる情報、括弧氏名などというふうにあるんですけども、ちょっと重箱の隅を突くような質問で申し訳ないんですが、例えばこれというのは、極端な例で言いますと個人名はもちろん識別できる情報だと思んですけども、例えば極端に言うと土浦では一番土地を持っていますとか、あの町内で一番大きい家とか、そういった何かその個人の情報を推察させるような情報も氏名等の中に入るということによろしいでしょうか。

○細野総務課長 こちらにつきましては、公開しても個人の権利利益を害することがないと、恐れがないと認められる時につきましては、氏名等の部分を黒塗りして公開することになります。一般的には、その個人が特定されないと、それを認められるかどうかというような判断になるかと思えます。

○小坂委員 個人を特定されるということなんですが、逆にですね、例えば公的な立場の、例えば市長とか知事とか、議員とか、そういう方が名前が出ている場合は、これに該当するのかわからないのかというのが一つと、それから何ていうんだろうな。

いや、とりあえずすいません、それで。

○細野総務課長 公務員の氏名等については、原則的に公開することにしております。これにつきましては、これまでの慣習によりまして、公開する、または今後公開する予定というものについては、公開することになっておりまして、実際公務員の氏名、公務員の名簿等についてはですね、土浦市職員の名簿等については、情報公開室で備えておりまして、公開しております。以上でございます。

○小坂委員 これ文章ではどうにもならないことだと思うんだけど、公開しませんと。で、公開するかどうかのぎりぎりは一体どこにあるのかってこれは、例えば土浦市の部署で、これは公開しないというふうに決めるんだろうと思いますが、それって、根拠ってやっぱあるんですかね。なんて言ったらいいんだろう。人によってね、文章ってこれはそんな問題じゃないよねっていう場合と、いや、問題になるよねっていうのもあると

思うんでね。ここは出せないよっていう人もいれば、例えば出してもいいんじゃないって、それは例えば10人に聞いて、多数決で決めていくのか、それとも例えばその部署の責任者が責任を持って決めていくのかっていう、ごめんねこんなに分からない質問しちゃいけないと思いますけども、よろしく願いいたします。条例ですから非常に重いものなので、私もちょっと聞いておきたいなと思って。すいません、よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 具体的なその指標があるかどうかという御質問でよろしいですかね。

○小坂委員 はい、そうです。

○細野総務課長 こちらにつきましてははですね、個人情報保護法という法律にのっとりまして、審査していくこととなりますが、先ほど申し上げましたように、個人の権利利益を害する恐れがあるかどうかという所も重要な判断になっておりまして、その判断につきましてはですね、先ほどの土浦市情報公開個人情報保護審査会、こちらの意見も聞いたうえで、個別に判断してまいりたい、判断していくということになっております。

○奥谷委員長 ほか、ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第1号土浦市情報公開条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり決しました。つぎに、議案第2号土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。議案第2号土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。サイドボックスの資料2をお願いいたします。本件につきましてはこちらの資料の1、改正理由に記載のとおり、国におきまして、情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律が改正されたことに伴い、同法に準拠いたします本条例を法改正に合わせて改めるというものでございます。改正の概要といたしましては、改正法によりまして申請等及び処分通知等のうち、個別法令において、フロッピーディスク等の記録媒体の提出などにより行うこととされている手続きにつきましても、オンラインによることが可能とされましたことから、本条例においても同様の手続きがオンラインで実施できるよう、第8条の適用除外の規定を改めるもので、以下3といたしまして、次の2ページにかけて、新旧対照表を掲載させていただいております。2ページをお願いいたします。施行日につきましては公布の日からの施行とするものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので採決に移ります。議案第2号土浦市情報通信技

術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり決しました。つぎに、議案第3号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**元川行革デジタル推進課長** 行革デジタル推進課でございます。議案第3号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。サイドボックスの資料3をお開きいただきたいと存じます。こちらの資料1改正理由でございますが、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆるマイナンバー法の改正に伴いまして、こちらの法律を根拠法としております本条例を、法改正に合わせて改めるというものでございます。2改正の概要といたしましては、改正法によりましてマイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直され、法別表第2というものが廃止となることに伴いまして、この2番の(1)及び(2)に記載のとおり、第2条の定義に移動表で規定していた用語の定義を追加し、第4条の個人番号の利用範囲の同表からの引用箇所を改めるもので、以下3といたしまして次ページにかけて、新旧対照表のほうを掲載させていただいております。2ページ目一番下をお願いいたします。4施行日等につきましては、改正マイナンバー法の施行日とするものでございまして、所管するデジタル庁におきましては、令和6年5月末頃の施行を予定しているところでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 質問もないようですので採決に移ります。議案第3号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号等の利用及び特定情報の提供に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**奥谷委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり決しました。つぎに、議案第4号土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○**塚本人事課長** 人事課長の塚本でございます。それでは、資料の4をお願いいたします。本定例会におきまして議案として提出してございます土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、御説明いたします。1番の一部改正の理由でございますが、本案につきましては、本年1月19日付けで、地方自治法施行令等を改正する政令が公布されましたことから、土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関す

る条例で引用してございます同施行令の条文に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。つぎに、2番の改正の内容でございますが、内容といたしましては、土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条で引用している地方自治法施行令が、ただ今申しあげました改正により条文が繰り下げられたため、その条項ずれを改めるものでございます。具体的には記載のとおり、条例第2条中の第173条第1項第1号を、第173条の4第1項第1号に改めるものでございます。3番施行期日でございますが、地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行日に合わせまして、令和6年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので採決に移ります。議案第4号土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり決しました。つぎに、議案第5号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本人事課長 人事課長です。それでは、資料の5を御用意願います。本定例会におきまして議案として提出してございます土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。1番の改正の理由でございますが、市役所本庁舎には労働安全衛生法に基づきまして、産業医を選任しておりますが、その報酬につきまして、業務量や規模を踏まえまして、報酬を見直すものでございます。この報酬の基準につきましては、茨城県医師会が示す基準を土浦市医師会を通じて示されているところであり、本市の本庁舎、そして外部施設も含めると、産業医が担当する職員の規模では、月額10万円となるところでございます。これまでは市役所と社会福祉協議会が隣接していることなどから、産業医の負担を軽減する意味で面談等の日程を市と社協同日にするなどとしまして、市と社協合わせて月額10万円として、市の負担分は月額6万円ということで負担をしていたところでございます。しかしながら、近年、過重労働者、いわゆる長時間の時間外勤務者に対する産業医の面談指導や、療養休暇を取得していた職員が職場に復帰する際の職場復帰プログラムのための職員の面談指導が増加いたしまして、産業医の業務量が従来よりかなり増加傾向にあること、そしてこれらの事由によりまして、これまで社協と同日に行ってきた面談等が、同日に行えなくなってきたことなどを踏まえまして、市役所単体で土浦市医師会が示す基準に、報酬額を見直すものでございます。2番の改正内容でございますが、条例の別表1に示してございます市産業医を本庁舎産業医、消防本部産業医、学校産業医の三つに分割いたしまして、このうち本庁舎産業医の月額報酬を10万円とするものでございます。3番の施行期日でございますが、令和6年度の報酬から改定をするため、令和6年4月1日でございます。次ページは条例の案文でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので採決に移ります。議案第5号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり決しました。つぎに、議案第6号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本人事課長 それでは、私から引き続き、御説明申し上げます。資料の6をお願いいたします。本定例会におきまして、議案として提出してございます土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。1番の一部改正の理由でございますが、市職員の定年年齢につきましては、令和3年の地方公務員法の改正により、令和5年度から段階的に引き上げられることになり、今年度60歳に到達した職員は、定年年齢が61歳となったところでございます。これに伴いまして、60歳到達後最初の4月1日までに、管理職以外の職に降任する、いわゆる役職定年と言われるように、非管理職となります。一方、給与につきましては、これまでの給与の7割が支給されることとなりますが、昇給につきましては、これまでの再任用職員と同様に昇給しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。つぎに、2番の改正の内容でございますが、内容といたしましては、ただ今申し上げました60歳に達した日以降の最初の3月31日を超えて在籍する職員、つまり従来の定年年齢である60歳になる年度を超えて在籍する職員につきましては、昇給はしないという旨の規定を設けるものでございます。3番の施行期日でございますが、従来の定年となる年度を越える職員が在籍することとなる期日に合わせまして、令和6年4月1日でございます。なお、次ページは条例の案文でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第6号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり決しました。つぎに、議案第9号土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○比氣予防課長 議案第9号土浦市手数料条例の一部改正について、御説明させていただきます。資料7を御覧ください。今回の改正ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われており、今般、手数料の標準額の見直しにより改正が行われ、それ

に伴い、土浦市手数料条例の別表9の一部を改正するものでございます。この改正は、土浦市手数料条例に定められております危険物関係消防手数料別表9中の屋外タンクの浮き屋根式及び浮き蓋付の手数料の改定及び文言の整理を行うものでございます。2ページを御覧ください。こちらに浮き屋根式及び浮き蓋付の特定屋外タンク貯蔵所のイメージ写真を掲載しております。屋外タンクの浮き屋根式や浮き蓋付とは、屋外に液体の危険物、原油、ガソリンなどを貯蔵するための円柱状の屋外タンクで、油の揮発損失を極力抑制するために、上部に屋根や天板を設けたものでございます。3ページに危険物関係消防手数料別表9の金額の改正内容を掲載しておりますので御確認ください。施行日につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。詳細については、4ページ、5ページに改正案文、6ページから30ページに新旧対照表を添付してございますので御確認ください。土浦市手数料条例一部改正についての御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 茨城県で該当する市というのは、どこどこですか。

○比氣予防課長 県内にございますのは、まず、浮き屋根式貯蔵所のほうなんです、全部で81施設ございます。内訳といたしましては、鹿嶋市に79施設、日立市に2施設ございます。つぎに、浮き蓋付ですが、こちらは県内に16施設ございまして、16施設すべて鹿嶋市でございます。以上です。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第9号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり決しました。つぎに、議案第10号土浦市印鑑条例等の一部改正についてを議案議題といたします。執行部より説明願います。

○羽成市民課長 それでは、サイドブックス資料の8をお願いいたします。土浦市印鑑条例等の一部改正について、御説明いたします。条例改正の趣旨は、国による自治体行政のデジタル化により、印鑑登録システムの標準仕様が国から示され、全国統一の様式の標準化に伴い、土浦市印鑑条例の改正をお願いするものでございます。また、マイナンバーカードでは、令和5年12月15日より、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードが導入され、証明書の申請や交付の条件等を整理し、さらに市民の方が自分自身による証明書の申請や交付ができる自動システムらくらく窓口証明書用端末機を導入するため、関係する条例の改正をお願いするものでございます。2の改正箇所は、土浦市印鑑条例の一部及び土浦市手数料条例の一部となります。土浦市印鑑条例の第4条、第13条、第16条、第18条の改正となります。また、土浦市手数料条例の別表1の8が改正箇所となります。改正内容でございますが、土浦市印鑑条例では、土浦市印鑑条例等の一部改正の第1条から第3条まででは、印鑑登録に関する証明書の標準化に

に伴い、回答書の様式が全国統一となることから、文言を修正いたします。また、印鑑登録に関する照会書の仕様が登録申請の確認のみとなることから、現在使用している申請及び届け出から照会書に係る項目を削除いたします。マイナンバーカード関係では、顔認証マイナンバーカードの導入により、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記載されておりますが、暗証番号が設定されていない、個人番号カードが存在することとなったことから、窓口で、マイナンバーカードを提示して、印鑑登録証明書等の交付についての条件を明示いたします。つぎに、市が来年度から導入する、らくらく窓口証明書用端末機を設置するため、条件の一部を削除いたします。土浦市手数料条例につきましては、土浦市印鑑条例等の一部改正の第4条で、市が来年度導入するらくらく窓口証明書用端末機を設置するため、条件の一部を削除いたします。条例の施行日は公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行いたします。資料の3ページから4ページが条例案文となります。5ページから14ページが新旧対照表となりますので、後程御確認いただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第10号土浦市印鑑条例等の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり決しました。つぎに、議案第11号土浦市男女共同参画センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○福原人権推進課長 人権推進課でございます。資料9をお願いいたします。議案第11号土浦市男女共同参画センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。まず、改正の趣旨でございますが、現在、土浦市男女共同参画センターは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始を休館といたしております。そのような中、当センターの土曜日における利用者は、ほぼ皆無な状況であり、働き方改革やライフワークバランスの間の観点から、来年度より土曜日を休館とすることに伴いまして、土浦市男女共同参画センター条例の一部を改正するものでございます。なお、土曜日を休館とし、職員の勤務は行いませんが、他の休館日同様、貸館業務のみ委託により行うことから、市民サービスの低下にはつながらないと考えております。つづきまして、改正の内容でございます。まず、1点目の改正点といたしまして、休館日の規定でございます。第3条第1号中、日曜日の次に、及び土曜日を加えております。また、内容の変更はございませんが、今回の改正に伴いまして、他の多くの公の施設に関する条例に合わせた条文の改正と文言の整理をいたしております。詳細につきましては、4ページ以降の新旧対照表を御確認願います。施行日でございますが、令和6年4月1日となります。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので採決に移ります。議案第11号土浦市男女共同参画センター条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり決しました。つぎに、議案第26号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○堀本警防救急課長 議案第26号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明いたします。資料10をお願いいたします。1の改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律が改定されることに伴い、土浦市消防団員等公務災害補償条例が準拠いたします非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正が行われますことから、本条例を改正するものでございます。2の改正の概要につきましては、条例第5条第2項第1号別表関係に記載のとおり、被災団員が属していた階級と勤務年数により定められた額が、補償基礎額となります。3の事案例で御説明いたしますと、分団長歴7年の団員が訓練中に負傷し、20日間休業したもので、団員の扶養親族は配偶者及びお子様二人の場合、本事案で補償基礎額がかかりますのは、休業補償と休業援護金が該当となります。改正前の補償基礎額で算出した場合、休業補償費は15万4,704円と、休業援護金5万1,568円を合わせた額、20万6,272円が保障費となります。つぎに、改正後の補償基礎額で算出した場合につきましては、(1)の基礎休業補償費は、15万6,420円で、算出方法につきましては、以下記載のとおりでございます。つぎに、(2)休業援護金は5万2,140円で、算出方法につきましては、以下記載のとおりでございます。休業補償費と休業援護金を合わせた額、20万8,560円が補償費となり、改正後は2,288円の増額となります。4の施行日につきましては、令和6年4月1日からでございます。詳細については、2ページから3ページに案文、4ページから9ページまでが新旧対照表で、文言の整理等を行ってございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 これはあくまでも訓練とかそういう時の対象だろうと思うんですが、もちろん、けが等の場合は、それは別にといいことで、これとその休業補償というのは別の話ですよ。ていうことで、けがはけがで別のあれで補填されて、給与は給与としてこれが出るという、そういう考え方ですか。ちょっと私勘違いしているかな。

○堀本警防救急課長 こちらに関しましては、消防団員及び民間協力者の方も該当になります。公務の方で、公務災害で負傷したまたは疾病を負った場合に支給されるものでございます。以上でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ほかに質問もないようですので、採決に移ります。議案第26号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案どおり決しました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午後3時25分)

○奥谷委員長 それでは、総務市民委員会を再開いたします。つぎに、協議事項(2)その他の報告事項に移ります。土浦市税条例の一部改正(案)について説明願います。

○田中課税課長 課税課でございます。サイドブックス資料11をお願いいたします。土浦市税条例の一部改正(案)について、説明させていただきます。1の改正理由としましては、令和6年度の税制大綱を踏まえた、地方税法等の一部を改正する法律案が令和6年1月開会の通常国会に提出され、令和6年3月末に成立し、公布される予定となっております。それに伴い、土浦市税条例においても、令和6年4月1日から施行が必要となった条項について改正を行うものでございます。なお、例年、地方税法等の一部を改正する法律の公布は3月末の予定となるため、3月議会定例会に間に合わないことから、専決処分にて制定しております。今回の改正につきましても、例年同様に公布が3月末となることから、専決処分をさせていただきますことの御了承をお願い申し上げます。2の主な改正内容としましては、(1)としまして、市民税の定額減税について、令和6年度の住民税について、定額による所得割の額の特別控除を実施するものでございます。特別控除の額は、次の金額の合計とします。ただし、その合計額が所得割を超える場合は、所得割額とします。(ア)としまして、本人1万円で、(イ)として配偶者を含めた扶養家族、これは国外居住者を除きます一人につき1万円となります。なお、定額減税の実施に伴う減税減収額につきましても、国が全額補填します。つづきまして、(2)の固定資産税の土地に係る負担調整措置についてでございます。現行の負担調整措置及び下落修正措置の仕組みを引き続き継続いたします。土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置につきましても、地価の上昇により、固定資産税の課税標準となるべき価格が上昇した土地については、税負担の急激な上昇を緩和すべく、現行の課税標準額を調整する措置を引き続き3年間延長します。イの課税上著しく均衡を失すると認められる場合における下落修正措置につきましても、地価等の下落傾向が見られる場合、固定資産税の課税標準となるべき価格を修正することができる特例措置を引き続き実施いたします。3の施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。4の専決処分による条例改正後の対応につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月末に公布後、令和6年4月1日付で施行する市税条例の一部については、専決処分で改正を行い、改正した内容につきましては、改めて令和6年6月議会において報告するものでございます。なお、施行日が令和6年4月1日より後に到来するものにつきましては、議案として議会に上程してまいります。説明は以上で

ございます。よろしくお願ひいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、スマートフォン無料貸出し事業について、説明願ひます。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。資料12をお開きいただきたくと存じます。こちらの事業につきましては、事前委員会で御報告させていただきました土浦ケーブルテレビ株式会社との高齢者等のデジタル活用支援に関する連携協定に基づいて実施するものでございます。スマートフォン無料貸出し事業ということで、内容がほぼ決まりましたので、その概要について御案内させていただきたくと存じます。資料に記載の順にまず、対象者につきましては、本市の市民の方で、65歳以上でスマートフォンをお持ちでない方を対象としてございます。貸し出す機器の台数につきましては5台、期間は1か月間といたしまして、事業の具体的な流れとしましては、希望される方に申請書を御提出いただきまして、その申請書の内容を審査して、そのうえで決定通知書をこちらから送らせていただく。そして、スマートフォン講座、こちら職員による対応を考えておりますが、スマートフォン講座を受講していただいて、簡単な操作方法等の説明を受けていただいたうえで、月の最初の週、2機を貸し出して、月の最終週に返却というような想定をしているところでございます。事業の実施につきましては、4月から申請を受付、5月から機器貸出しを開始したいと存じます。なお、協力事業者でございます土浦ケーブルテレビ株式会社におきましては、本事業で使用いたします機器5台の代金及び当該各機器の月3ギガバイト分の通信料金を御負担いただく予定となっております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 借りられる方がですね、紛失したり、破損したりした場合の項目等も、契約時に、約定としてあるんでしょうかね。

○元川行革デジタル推進課長 確かにそちらのほうを我々も危惧しておりまして、まず破損とか紛失がないように、ネックストラップとかそういったものを予算のほうで購入して、それをつけたうえでお渡ししたいと考えております。あと、万が一壊してしまったような場合、機器の故障というものも想定されますし、あとは、借りた方が例えば落として、壊してしまったような場合ってことで、今その辺はケーブルテレビさんと協議をしているところなんですけども、今、現時点では使用者の過失がないような場合については、ケーブルテレビさんの方で負担していただけるような方向で進んでいます。ただ、一定の過失があったような場合については、市とケーブルテレビ折半で修理、あとは重大な過失があったような場合は、市の予算で対応しようかということで、今考えているところでございます。

○篠塚委員 借りる方は今までスマートフォンに触ったことがない方が大勢だと思いますので、いろんなトラブルがあったり、また、いろんなサイトにですね、行って課金されたりする場合もあるかもしれませんし、その辺も含めてよく契約する場合には、項目

に入れて説明してあげてください。

○元川行革デジタル推進課長 先ほど御案内した簡単な操作方法説明以外にも、こちらでやっている様々なスマホ講座の冊子を窓口でも置いてあるんですけども、その中におっしゃったような、だまされたりしないような方策についての冊子とかもございますので、今御提案いただいた内容も踏まえて、十分御案内したうえで、お貸しするような形で、やっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○柳澤委員 こちらは貸出しの期間中に使用される方が、例えばLINEなどのツールを使った場合、確か電話番号とかにそのアカウントが紐付けされると思うんですけども、例えばその貸出し期間中に、そういったものを使います。あとは、インターネットのサイトで自分のクレジットカードなどの個人情報を登録して、買い物をしますといった時に、返すときには初期化などというのは、してくれるのでしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 今おっしゃるとおりでこちらのほうを5台については通話はできない設定ということで、今のところ考えております。ただ、今おっしゃったLINEアプリを使った通話は可能ということで聞いておまして、あとその返却後の、例えば自分でダウンロードしたものを使ってみて、やっぱりスマホを欲しいなということで買った機器へのデータ移行ですとか、今おっしゃったような個人の部分の、初期化という作業もケーブルテレビさんのほうで今やっていただけるような話になっているところでございます。

○柳澤委員 こちらは貸出しされる機器の型番というか、アンドロイドだったり、 아이폰だったりとかというのは。

○元川行革デジタル推進課長 こちらのほう、一応今のところ3機種想定しております。1台がギャラクシーということで、こちらはちょうど良いスマホじゃないかというような御提案をいただいたものが1台、あとアクオスが2台、こちらは5Gに対応している人気機種ということで、あともう1台はベシオということで、シニア向けのスマホが2台で合計5台でまわしていければということで考えてございます。

○奥谷委員長 ちょっといろいろなことが想定されると思っておりますので、対応をお願いいたします。ほかに御質問はよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎにまいります。令和3年から5年不搬送件数内容について、説明をお願いします。

○堀本警防救急課長 警防救急課です。資料13の令和3年から令和5年不搬送件数内訳をお願いいたします。事前総務市民委員会時に篠塚議員から、救急搬送事案について、救急隊がその場で処置ができたものと、救急車を呼ぶ必要がなかったものの件数について、御質問をいただきましたので、御説明をいたします。こちらは過去3年間の不搬送理由別の件数を記載したものでございます。なお、令和3年に救急報告要領が変更になりましたことから、令和3年からの資料となっております。不搬送理由項目は8項目に区分されており、令和5年中の件数が多い順から記載してございますので、御確認をお願いいたします。篠塚議員御質問の1点目、救急隊がその場で処置し、不搬送になった

事案につきましては、令和3年から現状処置の項目が変更になりましたため、こちらの表には記載されてございませんが、令和2年以前の統計でございますが、令和2年が9件、令和元年が7件、平成30年が0件となっております。救急隊に確認したところ、令和3年以降も数件はあると聞いております。2点目の救急車を呼ぶ必要がなかった事案につきましては、こちらの表中の上段、太枠欄に記載の自隊（救急隊到着後）の欄で、救急隊が現場到着後に、本人が搬送希望を取り下げ、かつ、救急隊も必要性がないと判断したものが考えられます。例を挙げますと、指を切って出血し、119番したものの、救急隊到着時に出血は治まっていたものや、不安症状等から119番したものの、同様に救急隊到着時には症状が回復していたもの。また、酔っぱらって寝ていたもの等の368件でございます。また、5段目の太枠の誤報悪戯につきましては、救急車も要請する必要がなかったと考えますと73件でございます。救急隊にも確認しましたところ、明らかに救急車の適正利用を欠くタクシー代わりという事例はなくなってきているとのことでございます。御説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 それでは、そのほか、執行部から何かございますか。

○船沢市長公室長 執行部からは以上でございます。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かありますでしょうか。

○篠塚委員 1点ですが、リモートコンサルジュについてなんですけれども、結構使っている方がいらっしゃると話は聞いたんですが、各施設ですら、使用する周りに囲いがあるわけでもないし、結構公開で音声聞こえてしまったり、プライバシーの問題が聞こえてしまったりするところがあるのが見受けられるので、今後ですね、ヘッドフォンとマイクをつけて本人同士が話せるとか、そういう対処を考えないと、悪用することはないと思うんですが、たまたま傍に行くと全部聞こえてしまったという可能性もあるので、せっかく便利な機能なんで、改善の余地があるかと思うんで御検討ください。

○元川行革デジタル推進課長 御意見ありがとうございます。やはり従前からそういったお話は聞いておまして、例えば、具体的な個人に絡む税額ですとか、そういった部分については、ほかの周りに人がいるような場合は、紙で示したりということで工夫して対応したような経緯もございます。また、導入した時期がコロナの蔓延している時期ということで、身に付けたものの消毒とか、そういったハードルもあったかと思いますが、今は5類へ移行してというような状況もありますので、今後はそういったこともちょっと検討してまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

○奥谷委員長 その他、よろしいでしょうか。

○目黒副委員長 私のほうから福祉避難所の開設について、質問、意見させていただけたらと思います。今回の一般質問で、防災に関する質問が多々ございまして、その中で、質問ないし回答、答弁の中で福祉避難所という言葉が、文言が出てきたと思います。また、テレビ新聞等でも、福祉避難所の重要性というところが結構クローズアップされてきまして、市民の方も大分こう関心、そういうものがあるんだっていうふうな、今そう

いう世の中になってきているんじゃないかなと思います。私自身も市のほうで作成した防災の手引きを確認して、やっぱり福祉避難所っていう項目があるんですけども、あまりちょっと開設について明確になっていない。また、どこが開設するかっていうところで老人福祉施設ってところで、近くのながみねのほうに行ってみまして、ながみねの職員のほうに聞いたところ、やっぱり、避難訓練とかのマニュアルとかそういうことは想定しているけども、福祉避難所の開設については、全くないんです、分からないですっていうようなそういうお答えをいただきました。吉田議員の質問にもありましており、その開設、それに当たっても一旦はこの指定避難所のほうに行って、ここで受け入れられないから福祉避難所に行ってくださいと。でも実際、そのような状況だと開設しましょうかっていうと大分間も空いてしまうというところで、非常にスピード感が欠けちゃうんじゃないかな。吉田議員が言われた医療的ケア児っていう本当に一刻を争う場合もございますし、福祉避難所の開設については、これから重要な案件になってくるんじゃないかと思います。実際の防災危機管理課が主体になるかとは思いますが、やっぱり福祉ってつきますと、障害福祉課、高齢福祉課、また社協、また教育委員会が今の所、避難所っていうところで、教育委員会も絡んでくるんじゃないかと思います。あと、私の相談受けた中で、特別支援学校、小中高とか、12年間通われた保護者の方から相談がございまして、知的障害、発達障害ってことで、大勢人がいる中でなかなかそういう避難する時に馴染めない、パニックを起こしちゃうというような相談を受けまして、できれば先ほどの防災の手引にも、特別支援学校と協定を結んでという項目、そういう文言もありまして、当然特別支援学校との避難所開設もこれから重要になってくるのかなと思います。かといって、市の職員が行ったところで急に開設というのも難しいと思いますので、一つ提案としまして、要支援者の名簿が、実際手元にある地区長であったり、民生委員、手元になくても地域防災サポーターが市内にも、77人ですか、いらっしゃるっていうことで、そういった方々の力を借りて、協力してですね、特別支援学校の避難訓練に参加、実施してみるのも一つの手かなと思います。また、各学校であったり、老人福祉施設の避難訓練等にも参加して、実際ここで福祉避難所を開設するときはこういったことが必要なんだなっていうようなことが必要だと思いますので、それに向けてですね、教育委員会、社協、防災に関する部署、そういう福祉に関する部署とのすり合わせといいますか、協議していただいて、ぜひ、この話を進めていただきたいと思うんですけども、執行部、また担当のほうから御意見等ございましたらお願いします。

○大橋防災危機管理課長 御意見賜りました。今回能登の地震では、元日ということもあり、それから地形も影響して、大変なことになってしまいましたけど、あのような事態までにはならないと。ただ、土浦市も3.11で最大震度5.8しか記録しておりませんので、実際に7の揺れがあった時に本当に、あのような鉄骨のビルが倒れるということもないとも限りませんので、それで福祉避難所というのは、今のところ5か所しか指定しておらず、なおかつ、その1次避難所でやっていけない方がそちらに行くという今のシステムですので、その辺を踏まえた、例えば、役所の高齢福祉課等が従事するこ

とになる福祉班ですね、そういうところを実際に職員も稼動して、防災訓練で取り入れたり、あとは当然福祉避難所となる、搬送等に協力いただく社会福祉協議会、そちらとも連携を密にして、実際の有事の際は、普段から訓練とかをやって対処していくことにはなるとは思いますが、本当に福祉避難所は大事なことなので、今回石川の地震では、新しく1.5次避難所なんていう新しい言葉も出てきたところですけど、先進地といえますか、うちはこうしているという全国で事例があると思いますので、その辺も調査研究していきながら、実際の有事の際にも備えていきたいと考えてございますので、かえってこちらこそよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○目黒副委員長 ありがとうございます。一つまた提案として、開設のタイミングっていうところで一番難しいと思うので、例えばライフラインが、水道、電気、ガス、が遮断されてしまった時にはもう必ずやるとか、そこら辺本当に各部署としっかり連携とっていただいて、できればもう来年度から進めていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○奥谷委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは以上で付託された議案等の審査は終了いたしました。執行部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございます。委員の皆様は、協議事項がありますので、引き続きお待ちください。

(執行部退席)

○奥谷委員長 それでは、これより委員長報告の中に意見として取り入れる事項を検討したいと思ひます。皆様何かございますでしょうか。先ほど新年度の予算の中では、言葉としては、職員の採用であったり、メンタルヘルス、チャットGPT、テレワーク、業務プロセスの見直し、自転車用ヘルメット、女性のための寄り添い支援事業、ふるさと納税、会計年度任用職員の任用と教育について。あとは環境配慮型の補助金の件、電子契約等の御意見がございましたが、この中で、委員長報告の中に盛り込むべき事項があれば、おっしゃっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○篠塚委員 正職員じゃない人たちの教育というのは、たまたま本年度と事件があったりしていたものですから、続けてこのところ、そういうものがあつたりするんで。正職員は、教育機関があつて、研修をしておりますけども、そこはないんで、そこも含めて、しっかりとしていければというのと、採用の場合は気をつけるとか、そんなことを入れたほうがいいのかなど。事件をあつて踏まえてという意味で。

○奥谷委員長 今の会計年度任用職員の教育等についての御意見いただきましたが、改めて注意喚起といいますか、そういった意味で入れるということで、御意見出ましたけども、いかがいたしまししょうか。よろしいですか、ではそちらを1点、盛り込ませていただきます。ほかはいかがでししょうか。

(「委員長一任で」という声あり)

○奥谷委員長 よろしいですか。では、そのような形にしたいと思ひます。つぎに、協議事項(3)請願陳情の審査に移ります。受理番号3土浦第二小学校の通学路の危険箇

所における公安委員会、警察署との連携に関する陳情書についてを議題といたします。それでは、事務局、陳情書の朗読をお願いいたします。

○津久井議会事務局主査 朗読いたします。趣旨。土浦第二小学校の通学路の危険箇所について、令和4年6月13日に市議会第2回定例会にて、教育部長が警察署への要請や協議について答弁されています。しかし、1年以上経っても取組の結果が明らかでなく、対策が実現されていません。継続的な対応をしていただいているとは思いますが、通学路の危険な状況ははまだ解消されていません。公安委員会、警察署など関係機関との連携に、市が一丸となって取り組み、目に見える形で成果を上げていただくようお願いいたします。陳情事項1、当該危険箇所での交通取り締まり及び警察官の警らを土浦警察署に要請。朝の進行方向指定の時間、歩行者保護のための徐行義務、道路交通法第18条、季節ごとや年末の交通安全運動などとの連動。2、当該危険箇所の一方通行化について、市の関係部署が一丸となって、関係機関との協議を推進。一方通行を実施する場所の要件として、車両の相互通行に十分な車道幅員がなく、安全と円滑を確保するため必要がある道路、通過交通を排除する必要がある生活道路に当てはまります。また、教育関係部署だけではなく、道路関係、生活安全関係などの部署も協力して協議を推進することをお願いいたします。以上です。

○奥谷委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様の御意見を伺ってまいります。御意見ありますでしょうか。

○篠塚委員 通学路の安全対策であれば、教育委員会が担当なので。ただ、総務市民委員会に割り振られたってことは、道路全体のこととか、こちらに書いてある土浦警察署とかそちらのほうも入っているのかと思いますので、ただですね、場所的にですね、どういう状況になっているのか、また、安全対応を設けられるのかとか、現況を確認しないとなかなか分からない。それから、1年経過して、教育委員会で何をやってたのかっていうのを調べなきゃいけないと思いますので、この辺も調査をしてやっていければと思うので、継続で、この案件に関しては調査をしていくことを提案いたします。

○奥谷委員長 ありがとうございます。今、継続というお申し出がありましたけれども、いかがでしょうか。

○小坂委員 これはですね、第二小学校の所でいいですよ。第二小学校の何ていうんだろ、ガードレールの所から入ってくる道ですね。これなんですけど、この陳情は、交通の規制とか、あるいは道路も狭いから直してくれとか、あるいは通行止めにしてくれとか、多岐にわたるといふかね、非常になかなか、どうして欲しいんだらうっていう趣旨として、これは車を止めるということでもいいのかなというふうにもとれるし、道路を直して欲しいと言っているふうにも取れますし、それから、道路を広げてくださいというふうにも取れますし、ちょっと分かりにくいなと思って。要は、子供たちの安全を確保するという意味だというのは、よく分かるんですが、ただ、具体的にどういうふうに解釈したほうがいいのかあと思って。だから当然、調査も必要だろうし、篠塚委員の意見に当然賛成なんですけど。現実には、例えば、入学時期、この春の交通安全時期には、この場所には警察官もたまにいますけど、交通安全協会でも、ここで交通整理をや

っているというのも実際あるので、そういうことも御存知なのかなと思いつつ、それで1年間何もしないという、何もしないという言い方って、どうなんだと思いつつ、ちょっと別に突っ込んであるわけじゃないんですけど、この文章を全体が、やや散文的なので、文書としてはいいんですけど。中身が分からないなと思いつつ聞いています。すいません。

○奥谷委員長 先ほど読み上げてもらいましたけれども、陳情の事項としては2点あるということで、一つ目が交通取り締まり及び警察官の警らに要請して欲しいということが1点と、もう1点が危険箇所の方通行化について協議を進めて欲しいということかなというふうに思いますので、その辺りも含めてですね、今、継続協議という御意見が出ましたので、継続審査とするかどうかについてお諮りをしたいと思います。それでは、本陳情を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○奥谷委員長 それでは、全員賛成でありますので、本件につきましては、継続審査とすることに決しました。請願陳情についての審査は以上でございます。つぎに、協議事項(4)各種委員会等委員の選出に移ります。まず、土浦市立学校給食センター運営審議会委員でございますが、今までは、菅井委員をお願いをしておりましたがいかがいたしましょうか。

(「継続で」という声あり)

○奥谷委員長 継続で菅井委員という声がありましたが、それでは、菅井委員ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、菅井委員よろしくお願いたします。つぎに、学区審議会委員でございますが、今までは目黒副委員長をお願いをしておりましたがいかがでしょうか。

(「継続で」という声あり)

○奥谷委員長 継続で目黒副委員長との声がありましたが、それでは、目黒副委員長ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、目黒副委員長よろしくお願いたします。協議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○篠塚委員 安全対策なんですけど、どういう形にするか。一応、たたき台みたいなもの作ってですね、6月に協議していただきたいと思うんです。

○奥谷委員長 今篠塚委員から、緊急車両の交差点侵入時の件について、御提案がありましたので、次の6月議会で、皆さんで協議するというようによろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 ではそのような形をとりたいと思います。ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。